

# 平成18年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成18年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)に基づく対応状況等に関する調査に係る滋賀県における調査結果は以下のとおりであった。

なお、記載に関する留意点は次のとおりである。

- ・県の調査結果における比率(%)の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入しており、比率の合計が100.0%となるように調整していない。
- ・以下の各表の一部には、全国調査結果の%を「全国%」として示しているが、この数値は、平成19年12月19日に厚生労働省が発表した上記の調査結果(確定版)からの数値である。

平成18年度における高齢者虐待についての相談・通報対応件数

(平成18年4月1日～平成19年3月31日の期間に新たに市町が受理した事例)

相談・通報対応総件数 308件

(内訳)

- ・養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報対応件数 3件
  - ・養護者による虐待に関する相談・通報対応件数 301件
  - ・その他、詳細不明 4件
- (計 308件)

## 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む) 有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

### 1.1 市町における対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数

平成18年度、県内の26市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、3件であった。

(2) 相談・通報者(表1)

相談・通報総数3件における相談・通報者内訳は、「親族」が2件、「その他」が1件であった。

表1 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3
%	0	66.7	0	0	0	0	0	0	33.3	0	-
全国%	4.0	24.5	23.1	10.6	0.7	3.7	2.9	6.2	16.5	13.9	-

(注) %は相談・通報総数3件に対する割合である。

(3) 事実確認の状況(表2)

相談・通報総数3件のうち、「事実確認を行った事例」は2件、「事実確認を行わなかった事例」は1件であった。「事実確認を行った事例」2件は、「(当該施設・事業所の任意の協力による)訪問調査により事実確認を行った事例」であった。

一方、事実確認を行わなかった1件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」であった。

表2 相談・通報に関する事実確認の状況

相談・通報総数	3件
事実確認を行った	2件
訪問調査による事実確認	2件
上記以外の方法による事実確認	-
事実確認を行わなかった	1件
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例	1件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	-
その他	-

訪問調査による事実確認を実施主体別(表3)にみると、2件ともに「市町単独」で事実確認が行われていた。

表3 訪問調査等による事実確認の実施主体の内訳

	件数	回数
市町単独	2	2
県と市町の共同	-	-
「市町単独」と、「県と市町の共同」の両方	-	-
合計	2	2

(4) 都道府県への報告(表4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、法第22条および法律施行規則第1条の規定により、通報または届出を受けた市町村は、当該通報または届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、またはさらに都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないとされている。

市町の訪問調査等により事実確認が行われた事例2件については、いずれも虐待ではないと判断されており、平成18年度において市町から県に報告された事例はなかった。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町から県への報告

市町から県への報告	0件
虐待の事実が認められた	-
虐待の事実が認められたが、さらに県と共同して事実の確認を行う必要がある	-
県と共同して事実の確認を行う必要がある	-

上記のとおり、平成18年度において、市町から県に報告された養介護施設従事者等による虐待事例はなかったため、全国版の調査結果の中に設けられている次の事項については省略する。

- 1.2 都道府県における対応状況等(表5～7)
- 1.3 虐待の事実が認められた事例について(表8～15)

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数

平成18年度、県内の26市町で受け付けた養介護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、301件であった。

### (2) 相談・通報者(表16)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が48.5%と最も多く、次いで「民生委員」が11.6%、「家族・親族」が9.3%、「当該市町行政職員」が9.0%、「被虐待高齢者本人」は5.3%であった。また、「虐待者自身」からは1.7%であった。

1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数301件と一致しない。

表16 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明	合計
人	146	14	35	16	28	5	27	8	34	0	313
%	48.5	4.7	11.6	5.3	9.3	1.7	9.0	2.7	11.3	0	-
全国%	41.1	5.5	9.2	12.1	13.4	1.5	7.1	6.8	10.0	1.2	-

(注) %は相談・通報総数301件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

### (3) 事実確認の状況(表17)

「訪問による事実確認(立入調査事例は除く)」が64.8%、「関係者からの情報収集のみによる事実確認」が26.2%、「立入調査による事実確認」が0.3%であり、これらを合わせて91.3%の事例(275件)において、何らかの方法で事実確認が行われていた。

一方、1.3%の事例では、「訪問拒否等により事実確認が不可能」であった。

表17 事実確認の実施状況

	件数	%	全国%
訪問による事実確認を行った事例(立入調査事例は除く)	195	64.8	61.3
関係者からの情報収集のみによる事実確認を行った事例	79	26.2	27.8
事実確認を行ったが、確認の方法が不明	0	0	0.6
立入調査による事実確認を行った事例	1	0.3	1.4
(立入調査のうち)警察が同行した事例	1		
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0		
立入調査が困難であった事例	0	0	0.2
訪問拒否等により事実確認が不可能だった事例	4	1.3	0.9
後日、事実確認の予定または対応を検討中の事例	4	1.3	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、事実確認を行わなかった事例	18	6.0	3.7
合計	301	100.0	100.0

(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

事実確認の結果、市町が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の総数は、202 件であった。

一方、虐待を受けたとは思われなかったが、虐待を受ける恐れがある等の理由により、予防的に何らかの具体的な対応を行った事例の総数は、32 件であった。

以下、虐待判断事例総数 202 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況および虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型（表 18）

「身体的虐待」が 53.0 % と最も多く、次いで「介護等の放棄（ネグレクト）」が 36.6 %、「心理的虐待」が 33.7 %、「経済的虐待」が 30.2 % であった。

1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、内訳の合計は虐待判断事例総数 202 件と一致しない。

表 18 虐待の種類・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	107	74	68	0	61	310
%	53.0	36.6	33.7	0	30.2	-
全国%	63.7	29.5	35.9	0.6	27.1	-

(注) % は虐待判断事例総数 202 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100 % にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性別および年齢階層別（表 19、表 20）

性別では、「女性」が 74.9 %、「男性」が 24.6 % と「女性」が全体の 4 分の 3 を占めていた。年齢階層別では、「80 ~ 89 歳」が 43.8 % と最も多く、次いで「70 ~ 79 歳」が 31.5 % であり、これら 2 つの年齢階層を合わせると 75.4 % と全体の 4 分の 3 以上を占めていた。また、本県の場合、「90 歳以上」が 17.2 % あり、全国結果と比較すると全体的により高齢の階層における虐待事例の割合が多くなっている。

1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 202 件に対し、被虐待高齢者総数は 203 人であった。

表 19 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	50	152	1	203
%	24.6	74.9	0.5	100.0
全国%	23.1	76.6	0.3	100.0

表 20 被虐待高齢者の年齢階層別

	65 ~ 69 歳	70 ~ 79 歳	80 ~ 89 歳	90 歳以上	不明	合計
人	13	64	89	35	2	203
%	6.4	31.5	43.8	17.2	1.0	100.0
全国%	11.0	36.5	40.0	9.2	3.3	100.0

イ. 要介護認定者数（表 21）

「認定済み」が 81.3 %（165 人）と、8 割以上が要介護認定者であった。

表 21 被虐待高齢者の要介護認定

	人	%	全国%
未申請	35	17.2	23.8
申請中	1	0.5	1.6
認定済み	165	81.3	67.9
認定非該当（自立）	2	1.0	3.4
不明	0	0	3.3
合計	203	100.0	100.0

ウ. 要介護状態区分および認知症日常生活自立度（表 22、表 23）

要介護認定者 165 人における要介護状態区分は、「要介護 3 以下」が 72.7 %（120 人）と、比較的軽度の者が 7 割以上を占めた。また、認知症日常生活自立度は、「自立度以上」が 69.7 %（115 人）であった。

表 22 要介護認定者の要介護状態区分

	人	%	全国%
要支援 1	11	6.7	7.0
要支援 2	9	5.5	7.8
要介護 1	27	16.4	21.1
要介護 2	30	18.2	17.4
要介護 3	43	26.1	19.9
要介護 4	30	18.2	14.6
要介護 5	15	9.1	9.1
不明	0	0	3.1
合計	165	100.0	100.0

表 23 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人	%	全国%
自立または認知症なし	27	16.4	17.7
自立度	13	7.9	13.9
自立度	48	29.1	21.7
自立度	50	30.3	18.7
自立度	13	7.9	7.7
自立度 M	0	0	1.7
認知症あるが自立度不明	4	2.4	11.8
自立度 以上（再掲）	115	69.7	61.6
認知症の有無が不明	10	6.1	6.8
合計	165	100.0	100.0

（注）「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況（表 24）

「虐待者と同居」が 89.6 % であり、約 9 割が虐待者と同居であった。

表 24 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	件数	%	全国%
虐待者と同居	181	89.6	84.2
虐待者と別居	13	6.4	11.1
その他	3	1.5	2.1
不明	5	2.5	2.6
合計	202	100.0	100.0

オ. 世帯構成（表 25）

「既婚の子と同一世帯」が 45.0 %と最も多く、次いで「未婚の子と同一世帯」が 27.2 %であり、両者を合わせると 72.3 %と、7 割以上が「子と同居」であった。

表 25 被虐待高齢者の世帯の構成

	件数	%	全国%
単身世帯	19	9.4	8.6
夫婦二人世帯	17	8.4	15.5
未婚の子と同一世帯	55	27.2	31.3
既婚の子と同一世帯	91	45.0	27.8
その他	16	7.9	9.5
不明	4	2.0	7.3
合計	202	100.0	100.0

カ. 虐待者との関係（表 26）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 36.5 %と最も多く、次いで「息子の配偶者（嫁）」が 23.4 %、「娘」が 11.5 %の順であった。

1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 202 件に対し、虐待者総数は 244 人であった。

表 26 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	27	10	89	28	57	5	2	14	10	2	244
%	11.1	4.1	36.5	11.5	23.4	2.0	0.8	5.7	4.1	0.8	100.0
全国%	14.7	5.1	38.5	14.5	10.7	2.5	2.0	4.5	4.8	2.7	100.0

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無（表 27）

虐待への対応として、被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」32.7 %と、約 3 分の 1 弱の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は、64.9 %であった。

1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合において、一方は虐待者からの分離を行ったが、もう一方は虐待者と分離していない事例がある場合、「分離を行った事例」と「分離していない事例」の各々に重複して計上した。このため、分離の有無の内訳の合計は虐待判断事例総数 202 件と一致しない。

表 27 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%	全国%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	66	32.7	35.6
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	131	64.9	60.0
対応について検討、調整中の事例	6	3.0	4.7
合計	203	-	-

(注) %は虐待判断事例総数 202 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100 %にならない。

イ. 分離を行った事例の対応（表 28）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 53.0 % と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 16.7 %、「やむを得ない事由等による措置」が 12.1 % の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 8 件のうち、2 件において面会を制限する措置が行われていた。

1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合において、それぞれの被虐待高齢者に対する分離を行った対応方法が異なる事例がある場合は、内訳の該当項目各々に重複して計上するため、内訳合計は虐待者からの分離を行った事例総数と一致しない場合がある。

表 28 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%	全国%
契約による介護保険サービスの利用	35	53.0	36.0
やむを得ない事由等による措置	8	12.1	13.6
うち面会の制限を行った事例	2		
緊急一時保護	4	6.1	10.6
医療機関への一時入院	11	16.7	20.2
その他	8	12.1	19.7
合 計	66	-	-

（注）%は分離をおこなった事例総数 66 件に対する割合である。

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 29）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 54.2 % と最も多く、次いで「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 35.1 %、「見守り」が 14.5 % であった。

表 29 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	件数	%	全国%
養護者に対する助言・指導	71	54.2	42.1
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	14	10.7	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	15	11.5	11.8
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、 被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	46	35.1	24.5
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	10	7.6	11.1
その他	27	20.6	22.9
見守り	19	14.5	22.4

（注 1）%は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 131 件に対する割合であるため、合計は 100 % にならない。

（注 2）「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度および地域福祉権利擁護事業（平成 19 年度から日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 3 件、「利用手続き中」が 5 件であり、これらを合わせた 8 件のうち、市町長申立の事例はなかった。

一方、「地域福祉権利擁護事業」の利用は 6 件であった。



( 8 ) 虐待等による死亡例

「介護をしている親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日の間に発生し、市町で把握している事例について情報提供を求めた。

・本県においては、虐待等による死亡例の報告はなかった。

### 3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 18 年度末の状況を調査した。全部で 13 の項目について回答を求め、その結果を表 30 に示す。また、各項目の平成 18 年度末現在の実施率を比較し、表 30(参考)に示す。

いずれの項目も、高齢者虐待防止法施行が契機となり、体制整備および取り組みが促進されたことがわかる。

平成 18 年度末現在の実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が 88.5 %、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 76.9 %と実施率が高かった。また、「成年後見制度の市町長申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化」も 61.5 %あった。

一方、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が 19.2 %、「法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議」が 15.4 %、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が 11.5 %、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が 0 %であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町内部の体制整備や住民等への法の周知等に比べて実施率が低く、平成 19 年度中に取り組み予定なしという率も高かった。

表 30(参考) 市町における体制整備等の実施率(平成 18 年度末現在)

	%	全国%
対応窓口となる部局の設置	88.5	91.4
対応窓口部局の住民への周知	76.9	67.3
成年後見制度の市町長申立への体制強化	61.5	50.4
居宅介護サービス事業者に法について周知	57.7	51.7
老人福祉法による措置に必要な居宅確保のための関係機関との調整	53.8	39.9
地域包括支援センター等関係者への研修	46.2	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	42.3	44.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	26.9	22.9
介護保険施設に法について周知	23.1	43.1
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	19.2	38.6
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	15.4	32.1
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	11.5	23.6
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	0	19.6

表 30 市町における体制整備等に関する状況 (26市町、平成18年度末現在)

		法施行前か	法施行後に	(小計)	19年度中に	19年度も実	計
		ら実施又は	実施又は取		実施又は取	施又は取組	
		取組み	組み		組み予定	む予定なし	
対応窓口となる部局の設置	数	10	13	23	2	1	26
	%	38.5	50.0	88.5	7.7	3.8	100.0
	全国%	40.3	51.1	91.4	5.4	3.2	100.0
対応窓口部局の住民への周知	数	3	17	20	5	1	26
	%	11.5	65.4	76.9	19.2	3.8	100.0
	全国%	15.7	51.6	67.3	23.0	9.7	100.0
成年後見制度の市町長申立への体制強化	数	6	10	16	7	3	26
	%	23.1	38.5	61.5	26.9	11.5	100.0
	全国%	21.4	29.0	50.4	21.7	27.9	100.0
地域包括支援センター等の関係者への研修	数	3	9	12	9	5	26
	%	11.5	34.6	46.2	34.6	19.2	100.0
	全国%	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	100.0
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	数	1	6	7	16	3	26
	%	3.8	23.1	26.9	61.5	11.5	100.0
	全国%	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	100.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	数	2	13	15	10	1	26
	%	7.7	50.0	57.7	38.5	3.8	100.0
	全国%	7.8	43.9	51.7	27.9	20.4	100.0
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	数	1	10	11	13	2	26
	%	3.8	38.5	42.3	50.0	7.7	100.0
	全国%	7.8	36.5	44.3	32.9	22.8	100.0
介護保険施設に法について周知	数	1	5	6	10	10	26
	%	3.8	19.2	23.1	38.5	38.5	100.0
	全国%	6.1	37.0	43.1	28.8	28.1	100.0
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	数	8	6	14	5	7	26
	%	30.8	23.1	53.8	19.2	26.9	100.0
	全国%	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	100.0
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	数	1	3	4	15	7	26
	%	3.8	11.5	15.4	57.7	26.9	100.0
	全国%	5.6	26.5	32.1	32.9	35.0	100.0
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	数	0	5	5	17	4	26
	%	0	19.2	19.2	65.4	15.4	100.0
	全国%	18.0	20.6	38.6	35.9	25.5	100.0
「保険医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	数	1	2	3	12	11	26
	%	3.8	7.7	11.5	46.2	42.3	100.0
	全国%	8.4	15.2	23.6	31.5	44.9	100.0
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	数	0	0	0	12	14	26
	%	0	0	0	46.2	53.8	100.0
	全国%	5.7	13.9	19.6	34.2	46.2	100.0